

## 1 事業者の名称及び所在地

### (1) 事業者

名 称 東京都  
代表者 東京都知事 石原 慎太郎  
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

名 称 小田急電鉄株式会社  
代表者 取締役社長 北中 誠  
所在地 東京都新宿区西新宿一丁目 8 番 3 号

### (2) 環境影響評価の実施者（都市計画を定める者）

名 称 東京都  
代表者 東京都知事 石原 慎太郎  
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号

## 2 対象事業の名称及び種類

名 称 小田急電鉄小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の連続立体交差及び  
複々線化事業  
種 類 鉄道の改良

## 3 対象事業の内容の概略

本事業は、小田急電鉄小田原線の代々木上原駅付近から梅ヶ丘駅付近までの約 2.2km を連続立体交差化するとともに、東北沢駅付近～梅ヶ丘駅付近までの約 1.6km の複々線化をあわせて地下式で整備するものである。これにより、9箇所の踏切を解消し、交通渋滞の緩和、市街地の分断の解消及び鉄道の輸送力の増強を図ろうとするものである。

対象事業の内容の概略は、表 1 に示すとおりである。

**表 1 対象事業の内容の概略**

項 目	内 容 の 概 要
事 業 区 間	渋谷区大山町及び上原三丁目～世田谷区代田三丁目及び代田四丁目
事 業 延 長	約 2.2 k m
構 造 形 式	地下式及び高架式
対 象 駅	東北沢駅、下北沢駅及び世田谷代田駅
踏切解消数	9 箇所
工事期間	平成 16 年度～平成 25 年度(予定)

#### 4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について都民からの意見書7通並びに渋谷区長及び世田谷区長からの意見が提出された。また、公聴会においては、3名の公述人が意見を述べた。これらの意見等の件数の内訳は表2に示すとおりである。

これらの主な意見とそれらに対する事業者の見解の概要は、表3に示すとおりである。

**表2 意見等の件数の内訳**

意見等	件数
都民からの意見書	7
関係地域区長の意見	2
公聴会での公述	3
合計	12

表3 主な意見に対する事業者の見解の概要

項目	3-1 騒音・振動	
	意見の概要	見解の概略
	トンネル入口の騒音が心配です。	<p>工事完了後の列車走行に伴うトンネル入口付近（掘割部）の鉄道騒音は、現況値を下回るものと予測しております。</p> <p>また、事業実施の段階では、ロングレールや重量（60kg/m）レール、吸音効果のある防音壁等を採用し、騒音の低減に努めるとともに、今後、騒音低減効果の期待できる軌道構造等が開発された場合には、採用について検討していきます。</p>
	<p>建設作業の騒音予測結果は「環境確保条例」に基づく勧告基準を下回るとあるが、予測条件以外の状況も生じる可能性が考えられることから、低騒音、低振動の新型機械や工法を積極的に採用するとともに、その機能を十分活用するよう考慮されたい。</p>	<p>建設作業騒音については、仮囲いを設置するとともに、低騒音・低振動の工法・機械を積極的に採用し、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう配慮します。</p>
	<p>やむを得ない夜間工事により、周辺の生活環境に影響を及ぼすおそれがある場合には、あらかじめ周辺住民等に十分説明し理解を得るなど適切な措置をとられたい。</p>	<p>線路内や在来線に近接する作業など、やむを得ず終電後の夜間作業で行う場合には、大きな騒音や振動を出す作業を極力避けることや、事前に周辺の方々にお知らせする等の対策を講じます。</p>
	<p>工事車両の走行については、当該事業区域周辺の道路状況等を十分に勘案し、搬入、搬出等に係る運行計画をたて、支障が生じないように配慮されたい。</p>	<p>工事の実施に際しては、関係機関との協議の上、極力周辺道路への支障が生じないように工事用車両を運行いたします。</p>
	<p>供用後の列車走行による振動については、周辺住民等の生活環境に支障をきたさないよう適切な防振対策を図られたい。</p>	<p>工事完了後の列車走行に伴う鉄道振動は、現況値と同程度か又はそれ以下と予測しています。</p> <p>また、事業実施の段階では、ロングレールや重量（60kg/m）レール、コンクリート道床弾性直結軌道を採用し、振動の低減に努めるとともに、今後、振動低減効果の期待できる軌道構造等が開発された場合には、採用について検討していきます。</p>

項目	3-2 地盤沈下	
	意見の概要	見解の概略
	<p>地盤沈下については、その予測結果や評価において「入念な施工管理を行う」とあるが、その内容を明らかにするとともに、地盤沈下対策は十分な対応を図られたい。</p>	<p>工事の実施に際しては、定期的かつ継続的に、地下水位の変化及び地盤の変形を監視するとともに、必要に応じて適切な対策を講じ、環境の保全に努めます。</p>

項目	3-3 水文環境	
	意見の概要	見解の概略
	<p>環境上も地下構造物が深くなることにより地下水が心配です。</p>	<p>地下構造物の設置による地下水位の変動予測に当たっては、地質、地下水位等についてボーリング調査、既設井戸調査等の現地調査や既存資料による調査を行い、この調査結果に基づき、事業区間周辺の地下水の帯水層や流動方向の三次元的な変化を考慮し地下水解析を行いました。</p> <p>予測の結果、地下水位の変動は、地下水の流れを確保することにより、事業区間周辺の年間の水位変動の範囲内に収まることから、水文環境への影響は少ないものと考えます。</p> <p>工事の実施に当たっては、東京都の工事に伴う環境調査要領に基づき、工事着手前から工事完了後の一定期間にわたり地下水位の観測を行い、地下水位の状況を継続的に監視するなど、詳細な調査を行ってまいります。</p>
	<p>砂れき層の遮断に対する施工方法を明らかにするとともに、実施する地下水対策工については、環境保全の見地から十分な対応を図られたい。</p>	<p>止水性の高い土留壁（SMW*等）を適切な深さまで施工し、地下水の流入を防止します。このことにより、地下水の流れを遮断することが考えられますが、通水管を設置（おおむね10mごとに設置）し、地下水の流れに配慮する計画です。</p> <p>* SMWとは、土砂とセメント系けん濁液を混合し、かくはんした中に、H鋼等の心材を挿入し、止水性及び剛性を高めた地中壁である。</p>
	<p>環境影響評価をするに当たって設定している条件のうち、降雨条件については、平均的な降雨量に加えて、降雨量が多い時期の状況を踏まえた予測を行い、その予測を踏まえて環境保全のための必要な措置を講じられたい。</p>	<p>降雨量が多い時期の地下水位については、多少の水位変動が予測されますが、事業の実施に際して通水性を確保するよう配慮することにより、おおむね年間の水位変動の範囲におさまることから、影響は少ないものと考えます。</p>

項目	3-4 廃棄物	
	意見の概要	見解の概略
	<p>建設発生土の場内での再利用、場外での再利用、処分のそれぞれがどの程度の量になるのか、見込みを示す必要がある。また、処分する発生土の処分先を明確に示し、処分先の環境に影響を与えないことを証明すべきである。</p>	<p>本事業の開削工事に伴い発生する建設発生土は、約 61 万 m<sup>3</sup> を推定しており、資源の有効な利用の促進に関する法律等に基づき、場内及び他の建設現場等において極力再利用する方向で検討を進めてまいります。</p> <p>なお、処分先等については、工事の実施段階において、関係機関と協議の上、決定していきます。</p>

項目	3-5 その他	
	意見の概要	見解の概略
	<p>(事業計画) 今回の地下は2層式となるため、トンネルが深い分、ホームから地上までの避難や駅利用が不便で心配です。</p>	<p>2層式となる下北沢駅では、地上部分と地下ホーム及び緩行線と急行線とを結ぶ通路、階段に、エレベーター及びエスカレーターを配置することで、駅利用者の利便性の確保に努めます。</p> <p>また、国土交通省の鉄道に関する技術上の基準を定める省令に基づく地下鉄道の火災対策基準に従い避難通路等を設置し、災害時の安全性の確保に努めます。</p>
	<p>(大気汚染) 工事車両の走行の際は、アイドリングを行わないことを励行するとともに、工事車両については、低公害車両の導入に努められたい。</p>	<p>工事用車両の走行に際しては速度の遵守や、アイドリングを行わないことを徹底するとともに、規制に適合した工事用車両の使用に努めます。</p>